

平成 29 年 5 月

総務省自治行政局住民制度課

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令及び住民基本台帳法施行規則の一部を改正する省令案の概要

## 1 改正理由

今般、第 193 回通常国会において成立した地方公共団体情報システム機構等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 号。以下「改正法」という。）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）及び住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）が改正されることに伴い、規定の整備を行う必要があるものです。

## 2 改正の概要

改正の概要については次のとおり。

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）の一部改正関係
  - ・ 都道府県知事、市町村長又は一部事務組合の管理者若しくは広域連合の長が、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に、番号利用法第 23 条第 1 項に規定する電子計算機（自治体中間サーバー）及び番号利用法第 2 条第 14 号に規定する電気通信回線（情報連携で用いられる専用回線）の一部の設置及び管理に関する事務を委任することができることとする。こと。（新第 48 条関係）
  - ・ 番号利用法第 41 条の 2 に規定する機構処理事務に関する事務管理規程の記載事項、帳簿の記載事項、報告書の記載事項及び公表の方法を定めること。（新第 52 条、新第 54 条及び新第 55 条関係）
  - ・ 番号利用法第 41 条の 3 に規定する機構処理事務特定個人情報等の内容を定めること。（新第 53 条関係）
  - ・ その他所要の規定の整備を行うこと。

② 住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）の一部改正関係

- ・ 機構が住民基本台帳法第30条の9に規定する機構保存本人確認情報を利用することができる機構処理事務の対象範囲を定めること。（新第21条の2関係）

3 施行日

平成29年5月29日（予定）